

## 小規模企業者の方向けの融資制度

制度名称	融資対象	資金用途	融 資 条 件					取扱金融機関	添付書類	備 考
			限度額	期 間	利 率	償還方法	保証人			
富山県中小商工業小口事業資金あっせん保証融資【一般小口枠・零細小口枠】	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下</li> <li>原則市内で1年以上同一の事業を引き続き営むもの</li> <li>県税及び市税の完納者</li> </ul>	運転資金 設備資金	2,000万円 (※1)	運転資金 5年以内 (場合により7年以内)  設備資金 7年以内  据置期間 6月以内	【一般小口枠】 年1.80%以内  【零細小口枠】 年1.75%以内	金融機関の方法による。 分割返済	必要と認めるとき	北陸銀行(魚津、魚津駅前) 富山銀行(魚津) 富山第一銀行 (魚津、魚津駅前) 北國銀行(魚津) にかわ信用金庫 (本店、魚津駅前) 富山県信用組合(魚津) 魚津市農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税証明書・完納証明書(市税のみ)</li> <li>法人登記簿謄本(写)(法人の場合)</li> <li>工事受注状況(建設業)</li> <li>宣誓書(飲食業)</li> <li>決算書、申告書(写)</li> <li>見積書、売買契約書(写)(設備資金の場合)</li> <li>許認可書等(写)(確認が必要な業種の場合)</li> </ul>	保証料助成100% (※2)
魚津市独立開業資金保証融資	<p>市内に事業を開始する予定の者又は開始して1年未満の者で、魚津中小企業相談所の経営指導を受け、かつ次の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民登録者で25才以上</li> <li>同一業種に3年以上勤務し、市内に同一事業を新たに開業する者</li> <li>製造業、建設業、卸小売業、飲食業(遊興、娯楽関係除く)、クリーニング業、印刷業、理容業外</li> <li>県税及び市税の完納者</li> </ul>	運転資金 設備資金	500万円	5年以内  据置期間 1年以内	年1.75%以内	元金均等	必要と認めるとき	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税証明書・完納証明書(市税のみ)</li> <li>法人登記簿謄本(写)(法人の場合)</li> <li>住民票</li> <li>就業証明書</li> <li>資金計画書(事業計画書)</li> <li>相談証明書(魚津商工会議所中小企業相談所が発行したもの)</li> <li>見積書、売買契約書(写)</li> <li>(設備資金の場合)</li> <li>許認可書等(写)(確認が必要な業種の場合)</li> </ul>	保証料助成100% (※2)

※1 融資限度額2,000万円は、一般小口枠は零細小口枠との合計、零細小口枠は保証付融資残高との合計です。

※2 融資申込者が魚津市(富山県信用保証協会)に保証料助成に関する委任状を提出いただくことで、市から富山県信用保証協会へ直接保証料を助成します。

問い合わせ先 魚津市商工観光課 TEL : 0765-23-6195 FAX : 0765-23-1060